

平成 25 年 1 月 7 日

各 位

株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行

代表取締役社長 馬 場 信 輔

(コード番号:8304)

問合せ先: 財 務 部 長 芥 川 知 美

(電話 : 03 (3263) 1111)

株式の売出し並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関するお知らせ

当行は、平成 25 年 1 月 7 日開催の取締役会において、当行普通株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。また、本売出しにより、当行の親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動が見込まれますので、併せてお知らせいたします。

記

I. 株式の売出し

1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）

- | | |
|----------------------------|---|
| (1) 売 出 株 式 の
種 類 及 び 数 | 下記①乃至③の合計による当行普通株式 591, 250, 000 株
① 下記(5)記載の国内売出しにおける国内引受会社による買取引受けの
対象株式として当行普通株式 275, 000, 000 株
② 下記(5)記載の海外売出しにおける海外引受会社による買取引受けの
対象株式として当行普通株式 275, 000, 000 株
③ 下記(5)記載の海外売出しにおける海外引受会社に付与される当行普
通株式を追加的に取得する権利の対象株式の上限として当行普通株式
41, 250, 000 株 |
| (2) 売 出 人 及 び
売 出 数 | サーベラス エヌシービー アクイジション 591, 250, 000 株
エルピー ジェネラル・パートナー
サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシー
(以下、下記「2. 株式売出し（オーバーアロット
メントによる売出し）」(2)売出人」の項目を除
き、「売出人」という。) |
| (3) 売 出 価 格 | 未定（日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条
に規定される方式により、平成 25 年 1 月 16 日（水）から平成 25 年 1 月
18 日（金）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）
の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の終値（当日に終値のな
い場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1
円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、売出価
格等決定日に決定される。） |
| (4) 引 受 価 額 | 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第 25 条に規定
される方式により、売出価格等決定日に決定される。なお、引受価額とは、 |

ご注意: この文書は、当行の株式売出し並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売を構成するものではありません。米国内においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、当行普通株式について、米国において公募又は公への販売は行われません。この文書の米国内での配布は禁止されています。

売出人が下記(5)記載の引受人より受取る1株当たりの売買代金をいう。また、引受手数料は支払われない。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額が引受人の手取金となる。

(5) 売 出 方 法 国内及び海外における同時売出しとする。

①国内売出し

日本国内における売出し（以下「国内売出し」という。なお、下記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」記載のオーバーアロットメントによる売出しを除く。）は、シティグループ証券株式会社、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社及び大和証券株式会社を共同主幹事会社とする引受人（以下「国内引受会社」と総称する。）に、国内売出し分の全株式を引受価額で連帯して買取引受けさせる。

②海外売出し

米国及び欧州を中心とする海外市場（ただし、米国においては1933年米国証券法に基づくルール144Aに従った適格機関投資家に対する販売のみとする。）における売出し（以下「海外売出し」という。）とし、Citigroup Global Markets Limited、Morgan Stanley & Co. International plc、Goldman Sachs International 及び Barclays Bank PLC を共同主幹事会社とする引受人（以下「海外引受会社」と総称し、国内引受会社と併せて「引受人」と総称する。）に、海外売出し分の全株式を総額個別買取引受けさせる。また、売出人は海外引受会社に対して、上記(1)③記載の追加的に当行普通株式を取得する権利を付与する。

なお、国内売出し及び海外売出しの総売出株式数は591,250,000株であり、国内売出株数275,000,000株及び海外売出株数316,250,000株（上記(1)②記載の海外引受会社による買取引受けの対象株数275,000,000株及び上記(1)③記載の海外引受会社に付与される当行普通株式を追加的に取得する権利の対象株数41,250,000株）を目処とするが、その最終的な内訳は、当該総売出株式数591,250,000株の範囲内で、需要状況等を勘案の上、売出価格等決定日に決定される。

国内売出し、海外売出し及び下記「2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」記載のオーバーアロットメントによる売出し（以下「グローバル・オフERING」と総称する。）のジョイント・グローバル・コーディネーターは、シティグループ証券株式会社及びモルガン・スタンレーMUF証券株式会社である。

- (6) 申 込 期 間 売出価格等決定日の翌営業日から売出価格等決定日の2営業日後の日まで。
(国 内)
- (7) 受 渡 期 日 売出価格等決定日の6営業日後の日
- (8) 申 込 証 拠 金 1株につき売出価格と同一の金額とする。
- (9) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (10) 引受人の買取引受けによる売出しについては、平成25年1月7日（月）に金融商品取引法に基づく有価証券通知書及び臨時報告書を提出している。
- (11) 売出価格、その他引受人の買取引受けによる売出しに必要な一切の事項の決定及び承認（上記(5)記載の内訳の決定を含む。）については、代表取締役に一任する。

2. 株式売出し（オーバーアロットメントによる売出し） （下記<ご参考>2. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 の 当行普通株式 上限41,250,000株
種 類 及 び 数 需要状況等により売出数が減少し又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合がある。オーバーアロットメントによる売

ご注意： この文書は、当行の株式売出し並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売を構成するものではありません。米国内においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、当行普通株式について、米国において公募又は公への販売は行われません。この文書の米国内での配布は禁止されています。

- 出しに係る売出数は、需要状況等を勘案した上で、売出価格等決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
- (3) 売 出 価 格 未定（売出価格等決定日に決定される。なお、売出価格は国内売出しにおける売出価格と同一である。）
- (4) 売 出 方 法 国内売出しの需要状況等を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が売出人から 41,250,000 株を上限として借入れる当行普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 国内売出しにおける申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 国内売出しにおける受渡期日と同一とする。
- (7) 申 込 証 拠 金 国内売出しにおける申込証拠金と同一の金額とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 1,000 株
- (9) オーバーアロットメントによる売出しについては、平成 25 年 1 月 7 日（月）に金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出している。
- (10) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定及び承認（上記（1）記載の株数の決定を含む。）については、代表取締役に一任する。

<ご参考>

1. 株式売出しの目的

売出人から、その保有する当行普通株式につき売出しを行う旨の申し出があったことから、本売出しを決議したものです。なお、当行としては、本売出しにより、投資家層の拡大や流動性の向上が見込まれるものと考えております。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

国内売出しにあたり、その需要状況等を勘案した上で、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が売出人から 41,250,000 株を上限として借入れる当行普通株式の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、41,250,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、国内売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当行普通株式を取得する権利（以下「グリーンシュエアップション」という。）を、国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から平成 25 年 2 月 15 日（金）までの間を行使期間（以下「グリーンシュエアップションの行使期間」という。（注））として、売出人から付与されます。

また、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、国内売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 25 年 2 月 15 日（金）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、売出人から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当行普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当行普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、国内売出し及びオーバーアロットメント

ご注意: この文書は、当行の株式売出し並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売を構成するものではありません。米国内においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、当行普通株式について、米国において公募又は公への販売は行われません。この文書の米国内での配布は禁止されています。

による売出しに伴い安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当行普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。また、安定操作取引により買付けた当行普通株式の全部又は一部を、海外売出しの一部の決済にあてるため、海外引受会社に譲渡する可能性があります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返還に充当後の残余の借入れ株式は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社がグリーンシュエーションを行使することにより返還されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社による売出人からの当行普通株式の借入れ、売出人から三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社へのグリーンシュエーションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

シンジケートカバー取引に関して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社は、シティグループ証券株式会社及び大和証券株式会社と協議の上、これを行います。また、安定操作取引に関して、三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社はジョイント・グローバル・コーディネーターと協議の上、これを行います。

(注) グリーンシュエーションの行使期間及びシンジケートカバー取引期間は、

- ① 売出価格等決定日が平成25年1月16日(水)の場合、グリーンシュエーションの行使期間は「平成25年1月24日(木)から平成25年2月15日(金)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「平成25年1月19日(土)から平成25年2月15日(金)までの間」
- ② 売出価格等決定日が平成25年1月17日(木)の場合、グリーンシュエーションの行使期間は「平成25年1月25日(金)から平成25年2月15日(金)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「平成25年1月22日(火)から平成25年2月15日(金)までの間」
- ③ 売出価格等決定日が平成25年1月18日(金)の場合、グリーンシュエーションの行使期間は「平成25年1月28日(月)から平成25年2月15日(金)までの間」、シンジケートカバー取引期間は「平成25年1月23日(水)から平成25年2月15日(金)までの間」

となります。

3. ロックアップについて

国内売出し及び海外売出しに関連して、売出人は、ジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、当該売出しに関する引受契約の締結日に始まり、当該売出しに係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当行普通株式の売却等(ただし、国内売出し、海外売出し、オーバーアロットメントによる売出しに関連して行う貸株及びグリーンシュエーションの付与並びに一定の借入れへの担保設定等を除く。)を行わない旨合意しております。売出人がグローバル・オフリング完了後に保有する当行普通株式には、売出人の借入れを担保するために質権が設定されております。当該質権の質権者は、ロックアップ期間内においてジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに当該質権の対象となる当行普通株式の売却等(担保権実行による質権者による取得等を除く。)を行わない旨合意しております。なお、上記借入れに係る貸付人には、国内売出し又は海外売出しにおける引受人又はその関係会社が含まれます。売出人は、グローバル・オフリングの手取金の一部を上記借入れの返済資金の全部又は一部に充当する可能性があります。

また、当行はジョイント・グローバル・コーディネーターに対し、ロックアップ期間中、ジョイント・グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしには、当行普通株式の発行又は処分、当行

ご注意: この文書は、当行の株式売出し並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売を構成するものではありません。米国内においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、当行普通株式について、米国において公募又は公への販売は行われません。この文書の米国内での配布は禁止されています。

普通株式に転換若しくは交換されうる有価証券の発行又は当行普通株式を取得若しくは受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、株式分割、株式の無償割当による普通株式の交付及びインセンティブ・プランとしてのストックオプションに関わる新株予約権の発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、ジョイント・グローバル・コーディネーターはロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

II. 親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動

1. 異動が生じる経緯

前記「I. 株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）（1）売出株式の種類及び数」①②記載の国内引受会社及び海外引受会社による買取引受けの対象株式の売出しにより、当行の親会社の異動並びにエフイー・キャピタル・ビーヴィー、マルコポーロ・インベストメント・ビーヴィー、シーエイ・リミテッド・ビーヴィー及びエレファント・キャピタル・ビーヴィーに係る主要株主の異動が見込まれるものであります。

また、前記「I. 株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）（1）売出株式の種類及び数」①②記載の国内引受会社及び海外引受会社による買取引受けの対象株式の売出しに加えて、前記「I. 株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）（1）売出株式の種類及び数」③記載の追加取得請求権及び前記「<ご参考> 2. オーバーアロットメントによる売出し等について」記載のグリーンシュエーションの行使に係る株数が 54,273,001 株以上となることにより、上記の当行の親会社の異動及び主要株主の異動に加え、サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシーに係る主要株主である筆頭株主の異動及び主要株主の異動が見込まれるものであります。

なお、本「II. 親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動」の「3. 異動する株主の所有株式数、議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合」及び「4. 異動予定年月日」は、当該追加取得請求権がすべて行使され、かつ、グリーンシュエーションが、平成 25 年 2 月 15 日（金）（前記「<ご参考> 2. オーバーアロットメントによる売出し等について」記載のグリーンシュエーションの行使期間の末日）にすべて行使された場合について記載しております。

2. 異動する株主の概要

(1) 親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主に該当しなくなる株主の概要

① 名 称	サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシー (CERBERUS NCB ACQUISITION, L.P., GENERAL PARTNER CERBERUS AOZORA GP L.L.C.)
② 所 在 地	インタートラスト・コーポレート・サービスズ（ケイマン）リミテッド、エルギン・アヴェニュー190、ジョージ・タウン、グランド・ケイマン KY1-9005、ケイマン諸島 (Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, 190 Elgin Avenue, George Town, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands)
③ 代表者の役職・氏名	サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシーにおけるマネージング・メンバーであるサーベラス・ジャパン・インベストメント・エルエルシーのマネージング・ディレクター マーク・エイ・ネポラント (Mark A. Neporent)
④ 事 業 内 容	投資業
⑤ 出 資 金	1,651,979 千ドル（平成 23 年 12 月 31 日現在）

ご注意： この文書は、当行の株式売出し並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売を構成するものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、当行普通株式について、米国において公募又は公への販売は行われません。この文書の米国内での配布は禁止されています。

(2) 主要株主に該当しなくなる株主の概要

① 名 称	エフイー・キャピタル・ビーヴィ (FE Capital B.V.)
② 所 在 地	オランダ、3743 ケーエヌ バールン、アウデ ユトレヒトセーウェフ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands)
③ 代表者の役職・氏名	マネージング・ディレクター ヨセフス・エム・ジェイ・カレン (Josephus M.J. Kallen)
④ 事 業 内 容	投資業

① 名 称	マルコポーロ・インベストメント・ビーヴィ (Marco Polo Investment B.V.)
② 所 在 地	オランダ、3743 ケーエヌ バールン、アウデ ユトレヒトセーウェフ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands)
③ 代表者の役職・氏名	マネージング・ディレクター ピーター・コーテウェグ (Pieter Korteweg)
④ 事 業 内 容	投資業

① 名 称	シーエイ・リミテッド・ビーヴィ (CA Limited B.V.)
② 所 在 地	オランダ、3743 ケーエヌ バールン、アウデ ユトレヒトセーウェフ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands)
③ 代表者の役職・氏名	マネージング・ディレクター ヨハン・シー・エイ・ヴァン・ビーク (Johan C.A. van Beek)
④ 事 業 内 容	投資業

① 名 称	エレファント・キャピタル・ビーヴィ (Elephant Capital B.V.)
② 所 在 地	オランダ、3743 ケーエヌ バールン、アウデ ユトレヒトセーウェフ 16 (Oude Utrechtseweg 16, 3743 KN Baarn, The Netherlands)
③ 代表者の役職・氏名	マネージング・ディレクター ジャスパー・ヴァン・ヴリート (Jasper van Vliet)
④ 事 業 内 容	投資業

ご注意: この文書は、当行の株式売出し並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売を構成するものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、当行普通株式について、米国において公募又は公への販売は行われません。この文書の米国内での配布は禁止されています。

3. 異動する株主の所有株式数、議決権の数及び総株主の議決権の数に対する割合

(1) サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシー

	所有株式数	議決権の数	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
異 動 前 (平成 24 年 12 月 10 日現在)	729, 030, 000 株 (一株)	729, 030 個 (一個)	57. 7991% (一%)	1 位
異 動 後	96, 530, 000 株※ (一株) ※	96, 530 個※ (一個) ※	7. 7375%※ (一%) ※	1 位

(注) 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 24 年 12 月 10 日現在の総株主の議決権の数 1, 261, 318 個（発行済普通株式総数 1, 650, 147, 352 株中、議決権を有しない株式として発行済普通株式総数から控除した株式数 388, 829, 352 株）をもとに算出しております。異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 24 年 12 月 28 日現在の総株主の議決権の数 1, 247, 568 個（発行済普通株式総数 1, 650, 147, 352 株中、議決権を有しない株式として発行済普通株式総数から控除した株式数 402, 579, 352 株）をもとに算出しております。

また、（ ）内は間接保有分を示し、内数で記載しております。

表中の異動前の数値については、サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシーの常任代理人が提出した平成 24 年 12 月 14 日付大量保有報告書（変更報告書）の記載に基づいて計算しております。

※ 前記「I. 株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し）（1）売出株式の種類及び数」③記載の追加取得請求権及び前記「＜ご参考＞ 2. オーバーアロットメントによる売出し等について」記載のグリーンシュエーション（対象となる当行普通株式合計 82, 500, 000 株）がすべて行使された場合の所有株式数等を記載しております。

(2) エフイー・キャピタル・ビーヴィー

	所有株式数	議決権の数	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
異 動 前 (平成 24 年 12 月 10 日現在)	155, 022, 397 株 (155, 022, 397 株)	155, 022 個 (155, 022 個)	12. 2905% (12. 2905%)	—
異 動 後	20, 526, 332 株※ (20, 526, 332 株) ※	20, 526 個※ (20, 526 個) ※	1. 6453%※ (1. 6453%) ※	—

(注) 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 24 年 12 月 10 日現在の総株主の議決権の数 1, 261, 318 個（発行済普通株式総数 1, 650, 147, 352 株中、議決権を有しない株式として発行済普通株式総数から控除した株式数 388, 829, 352 株）をもとに算出しております。異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 24 年 12 月 28 日現在の総株主の議決権の数 1, 247, 568 個（発行済普通株式総数 1, 650, 147, 352 株中、議決権を有しない株式として発行済普通株式総数から控除した株式数 402, 579, 352 株）をもとに算出しております。

また、（ ）内は間接保有分を示し、内数で記載しております。

エフイー・キャピタル・ビーヴィーは、その保有する議決権の全てをサーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシーを通じて間接的に保有しております（なお、エフイー・キャピタル・ビーヴィーは、リミテッド・パートナーシップであるサーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシーに出資するリミテッド・パートナーです。）。表中の異動前の数値については、サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシーの常任代理人が提出した平成 24 年 12 月 14 日付大量保有報告書（変更報告書）の記載に基づいて計算しております。

ご注意: この文書は、当行の株式売出し並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売を構成するものではありません。米国内においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、当行普通株式について、米国において公募又は公への販売は行われません。この文書の米国内での配布は禁止されています。

※ 前記「Ⅰ. 株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し） （1）売出株式の種類及び数」③記載の追加取得請求権及び前記「<ご参考> 2. オーバーアロットメントによる売出し等について」記載のグリーンシュエーション（対象となる当行普通株式合計 82,500,000 株）がすべて行使された場合の所有株式数等を記載しております。

(3) マルコポーロ・インベストメント・ビーヴィ

	所有株式数	議決権の数	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
異 動 前 (平成 24 年 12 月 10 日現在)	146,254,353 株 (146,254,353 株)	146,254 個 (146,254 個)	11.5953% (11.5953%)	—
異 動 後	19,365,365 株※ (19,365,365 株) ※	19,365 個※ (19,365 個) ※	1.5522%※ (1.5522%) ※	—

(注) 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 24 年 12 月 10 日現在の総株主の議決権の数 1,261,318 個（発行済普通株式総数 1,650,147,352 株中、議決権を有しない株式として発行済普通株式総数から控除した株式数 388,829,352 株）をもとに算出しております。異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 24 年 12 月 28 日現在の総株主の議決権の数 1,247,568 個（発行済普通株式総数 1,650,147,352 株中、議決権を有しない株式として発行済普通株式総数から控除した株式数 402,579,352 株）をもとに算出しております。

また、（ ）内は間接保有分を示し、内数で記載しております。

マルコポーロ・インベストメント・ビーヴィは、その保有する議決権の全てをサーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシーを通じて間接的に保有しております（なお、マルコポーロ・インベストメント・ビーヴィは、リミテッド・パートナーシップであるサーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシーに出資するリミテッド・パートナーです。）。表中の異動前の数値については、サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシーの常任代理人が提出した平成 24 年 12 月 14 日付大量保有報告書（変更報告書）の記載に基づいて計算しております。

※ 前記「Ⅰ. 株式の売出し 1. 株式売出し（引受人の買取引受けによる売出し） （1）売出株式の種類及び数」③記載の追加取得請求権及び前記「<ご参考> 2. オーバーアロットメントによる売出し等について」記載のグリーンシュエーション（対象となる当行普通株式合計 82,500,000 株）がすべて行使された場合の所有株式数等を記載しております。

(4) シーエイ・リミテッド・ビーヴィ

	所有株式数	議決権の数	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
異 動 前 (平成 24 年 12 月 10 日現在)	131,802,062 株 (131,802,062 株)	131,802 個 (131,802 個)	10.4495% (10.4495%)	—
異 動 後	17,451,755 株※ (17,451,755 株) ※	17,451 個※ (17,451 個) ※	1.3988%※ (1.3988%) ※	—

(注) 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 24 年 12 月 10 日現在の総株主の議決権の数 1,261,318 個（発行済普通株式総数 1,650,147,352 株中、議決権を有しない株式として発行済普通株式総数から控除した株式数 388,829,352 株）をもとに算出しております。異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 24 年 12 月 28 日現在の総株主の議決権の数 1,247,568 個（発行済普通株式総数 1,650,147,352 株中、議決権を有しない株式として発行済普通株式総数から控除した株

ご注意: この文書は、当行の株式売出し並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売を構成するものではありません。米国においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、当行普通株式について、米国において公募又は公への販売は行われません。この文書の米国内での配布は禁止されています。

式数 402, 579, 352 株) をもとに算出しております。

また、() 内は間接保有分を示し、内数で記載しております。

シーエイ・リミテッド・ビーヴィは、その保有する議決権の全てをサーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシーを通じて間接的に保有しております(なお、シーエイ・リミテッド・ビーヴィは、リミテッド・パートナーシップであるサーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシーに出資するリミテッド・パートナーです。)。表中の異動前の数値については、サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシーの常任代理人が提出した平成 24 年 12 月 14 日付大量保有報告書(変更報告書)の記載に基づいて計算しております。

- ※ 前記「I. 株式の売出し 1. 株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し) (1) 売出株式の種類及び数」③記載の追加取得請求権及び前記「<ご参考> 2. オーバーアロットメントによる売出し等について」記載のグリーンシュエーション(対象となる当行普通株式合計 82, 500, 000 株) がすべて行使された場合の所有株式数等を記載しております。

(5) エレファント・キャピタル・ビーヴィ

	所有株式数	議決権の数	総株主の議決権の数に対する割合	大株主順位
異 動 前 (平成 24 年 12 月 10 日現在)	128, 735, 033 株 (128, 735, 033 株)	128, 735 個 (128, 735 個)	10. 2064% (10. 2064%)	—
異 動 後	17, 045, 653 株※ (17, 045, 653 株) ※	17, 045 個※ (17, 045 個) ※	1. 3663%※ (1. 3663%) ※	—

(注) 異動前の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 24 年 12 月 10 日現在の総株主の議決権の数 1, 261, 318 個(発行済普通株式総数 1, 650, 147, 352 株中、議決権を有しない株式として発行済普通株式総数から控除した株式数 388, 829, 352 株) をもとに算出しております。異動後の総株主の議決権の数に対する割合は、平成 24 年 12 月 28 日現在の総株主の議決権の数 1, 247, 568 個(発行済普通株式総数 1, 650, 147, 352 株中、議決権を有しない株式として発行済普通株式総数から控除した株式数 402, 579, 352 株) をもとに算出しております。

また、() 内は間接保有分を示し、内数で記載しております。

エレファント・キャピタル・ビーヴィは、その保有する議決権の全てをサーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシーを通じて間接的に保有しております(なお、エレファント・キャピタル・ビーヴィは、リミテッド・パートナーシップであるサーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシーに出資するリミテッド・パートナーです。)。表中の異動前の数値については、サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・アオゾラ・ジーピー・エルエルシーの常任代理人が提出した平成 24 年 12 月 14 日付大量保有報告書(変更報告書)の記載に基づいて計算しております。

- ※ 前記「I. 株式の売出し 1. 株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し) (1) 売出株式の種類及び数」③記載の追加取得請求権及び前記「<ご参考> 2. オーバーアロットメントによる売出し等について」記載のグリーンシュエーション(対象となる当行普通株式合計 82, 500, 000 株) がすべて行使された場合の所有株式数等を記載しております。

4. 異動予定年月日

前記「I. 株式の売出し 1. 株式売出し(引受人の買取引受けによる売出し)」記載の売出しにおける受渡期日(売出価格等決定日の 6 営業日後の日)

ただし、サーベラス エヌシービー アクイジション エルピー ジェネラル・パートナー サーベラス・

ご注意: この文書は、当行の株式売出し並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の販売を構成するものではありません。米国内においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、当行普通株式について、米国において公募又は公への販売は行われません。この文書の米国内での配布は禁止されています。

アオゾラ・ジーピー・エルエルシーに係る主要株主である筆頭株主の異動及び主要株主の異動は平成 25 年 2 月 15 日（金）

5. 今後の見通し

当該異動による業績への影響はございません。

6. 開示対象となる非上場の親会社等の変更の有無等

開示の対象となる非上場の親会社等の変更はありません。

以 上

ご注意： この文書は、当行の株式売出し並びに親会社、主要株主である筆頭株主及び主要株主の異動に関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当行が作成する株式売出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の販売を構成するものではありません。米国内においては、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録義務からの適用除外を受ける場合を除き、証券の募集又は販売を行うことはできません。当行普通株式は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当行又は売出人より入手することができます。同文書には当行及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当行の財務諸表が記載されます。なお、当行普通株式について、米国において公募又は公への販売は行われません。この文書の米国内での配布は禁止されています。